

## 免税軽油制度の継続を求める意見書

免税軽油制度は、船舶、鉄道、農業、林業、製造業など幅広い分野において認められており、スキー場においては、索道事業者が使用するゲレンデ整備車や降雪機等の軽油が課税免除の対象となっています。

この制度は、軽油引取税の課税免除の特例措置であり、上田市の観光産業の重要な柱の一つであるスキー場の円滑な運営に寄与してきたところですが、令和6年3月末をもって廃止される状況になっています。

この制度が廃止され、軽油引取税の課税対象となった場合には、索道事業者の経営に大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるばかりでなく、冬季観光振興による地域経済にも計り知れない悪影響を与えることが懸念されます。

よって、国におかれては、免税軽油制度を今後も継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月19日

上田市議会議長 佐藤 論 征